

生かしてます あなたの税

市民課の「日曜窓口」をご利用ください！
— 各種証明書の交付を行っています —

◆日曜窓口受付時間

午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
※祝日および年末年始は除きます。

◆主な取扱内容

- ①住民票および除かれた住民票の写し
- ②戸籍の謄抄本（除籍は除く）
- ③戸籍の附票の写し
- ④印鑑登録証明書
- ⑤年金現況届の証明書
- ⑥外国人登録原票記載事項証明
- ⑦身分証明書（八潮市に戸籍のある方に限る）

※転入、転出などの住民異動事務、印鑑登録事務は、平日のみの取り扱いとなります。

◎次の施設でも住民票などの各種証明を交付しています！

交付場所	交付日時
・八條郵便局（八條2728） ・古新田郵便局（大瀬1507-2）	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
・資料館（南後谷763-50） ・ゆまにて（南川崎523）	火曜日～金曜日・日曜日 午前8時30分～午後5時 ※ただし、祝日および施設の休館日は、取り扱いしません。
取扱内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写しおよび住民票記載事項証明書（本人または本人と同一世帯に属する方に限る） 2 外国人登録原票記載事項証明書（本人に限る） 3 戸籍の謄抄本（戸籍に記載されている方に限る） 4 戸籍の附票の写し（戸籍の附票に記載されている方に限る） 5 印鑑登録証明書

※証明書請求の際には、運転免許証、パスポート、保険証など本人確認の提示をお願いします。

☎市民課 ☎210



小倉 愛子さん
（大原中学校3年生）

税についての作文で 国税庁長官賞を受賞

今年11月に小倉さんは、「生活の中に入り込み活躍する税金」というタイトルの作文で、国税庁長官賞を受賞しました。この賞は、たくさんの応募作品の中から選ばれ、全国で48人の方しか受賞できないもので、賞に選ばれたと聞いたときは「大変驚きました」とのことです。
今回、応募のきっかけとなったのは、夏休みの課題として『税についての作文』を書く機会があり、税金は自分の病気を通じて日ごろ身近に感じていたのです。特に、生活の隅々にまで

税金が使われ、私たちの生活を目立たない仕方です。学校では、3年間ボランティア部に所属し、幼稚園や老人福祉施設の訪問などを積極的に行っている小倉さんは、「自分の性格はマイペースです」というものの、クラブ活動から思いやりのあるやさしい一面がうかがわれます。
そんな小倉さんの将来の目標は、「教師になりたいです」と笑顔で答えてくれました。好きな教科は英語とのことなので、英語の先生にでもなるのかな？

笑顔

キラリ輝く、この街、この人。

こちらこちら 教育委員会

八潮市教育相談所

悩みがあったら、まず相談を！

- 「八潮市教育相談所」は、悩みを抱える児童生徒や保護者の方の相談に応じるため、昭和54年に八條小学校内西方に開設されました。児童生徒の様々な心配や問題についてカウンセラーを始め、専門の相談員が相談に応じています。
- 主な相談内容**
- ・ いじめや不登校
 - ・ 子どものしつけ
 - ・ 発達相談
 - ・ 非行問題
 - ・ 性格や行動
 - ・ 就学相談

- ・ 特別支援にかかわる相談
 - ・ ことばの相談
 - ・ 相談方法：電話相談と来所相談があります。来所相談の場合は、電話にて来所の日時を決めてください。
 - ・ 相談受付時間：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時（国民の祝日・年末年始を除く）
 - ・ ※相談の内容や個人情報については、秘密を厳守しますので、お気軽にお問い合わせください。
- また、八潮市教育相談所内に適応指導教室「フレンドスクール」を開設しています。「フレンドスクール」では、学校に行く気持ちは持っているが、いろいろな理由から学校に行くことができない児童生徒に対して、集団への適応力や自立心を養うことを目的とし、生活のリズムを整えながら学校復帰ができるように指導・援助しています。

主な活動内容

- ・ きめ細やかな学習支援
- ・ カウンセリング
- ・ 体験活動（自然体験、社会体験、創作活動等）
- ・ 軽スポーツ、ゲーム
- ・ 対象は、市内の小・中学生です。フレンドスクールへの入級については、相談所までお電話ください。

八潮市教育相談所

〒341-0802 鶴ヶ曽根1番地
☎0997-995341
☎0997-995007 または 995-3796
☎0997-0105

教育講演会 開催のお知らせ

目 平成19年2月3日(土) 午後1時開演
場 八潮メセナホール
内 演 題 Ⅰ「学力の向上と小中一貫教育(仮題)」 講師 Ⅱ「教育創造研究センター」所長 高階玲治さん

内容のわからない支払請求

身に覚えのない支払請求のハガキが、また県内で急増しています！
自分から連絡したりせず、毅然とした態度で臨むことが必要です。

【相談事例1（40歳代 女性）】

有料ウェブサイト利用料の請求ハガキが届いた。利用した覚えがないので、ハガキに書かれていた電話番号に連絡したら、「利用料未払いについて訴訟を起こす予定だが、供託料50万円を払えば訴訟取り下げの手続きをしてあげる」と言われた。取り下げが終了したら、その50万円は返すと言うので、住所、名前や電話番号を伝えてしまった。

【相談事例2（30歳代 女性）】

「電子消費者料金未納」というハガキが届き、連絡先のNPO法人に電話したら、弁護士に「裁判のための供託金が必要」と言われたので、

50万円を振り込んだ。その後、また弁護士から「訴訟が手」づつている。財産が差し押さえになると全財産を失うことになる。そうならないために、いったん手持ち現金を預かるので振り込むように」と言われた。

【解説】

債権回収業者や公的機関、またはNPO法人のように名乗り、「電子消費者料金未納請求」「総合消費料金未納分訴訟最終通告」などの通知をハガキで送りつけてくるケースが多発しています。そのハガキの特徴は、①債務が発生した日や理由、請求金額がはっきりしない②法律用語などが並び、不安をおおるような文章③訴訟を起こした(期限までに連絡しなければ訴訟になる)ので、至急連絡するよう電話番号が書かれている、などが挙げられます。
このようなハガキは、不安に思っ

た消費者からの連絡を狙って手当たり次第に出されているもので、請求内容について身に覚えがないのなら、連絡する必要はありません。自分から連絡をしないことが最大の防御となります。「身に覚えがない場合は連絡を」と書かれてあるので電話を断りました。すると、言葉巧みに名前や住所、電話番号等の個人情報をお金を振り込むよう脅してきます。万一、事例1のように個人情報をお金を振り込むことが大事です。また無視し続けることが大事です。なお、本物の訴訟の通知(支払督促)「少額訴訟の呼出状」などは、裁判所から「特別送達」という特別な郵便により送付され原則として郵便配達人が直接名宛人に手渡しすることになっており、ハガキで郵便受けに投げ込まれるということはありません。
☎商工振興課 ☎336、県消費生活支援センター 春日部 ☎048-734-0999

BOOKS 図書館 だより

新しく入った、両館所蔵の資料の一部を紹介します。

一般書

- ・ 「恋は、あなたのすべてじゃない」 石田 衣良 著
- ・ 「きつねのはなし」 森見 登美彦 著
- ・ 「傘の自由化は可能か」 大崎 善夫 著
- ・ 「養老院より大学院」 内館 牧子 著
- ・ 「手縫いのきほんおさらい帖」 後藤 三枝子 著
- ▼児童書
- ・ 「ラーバンとラボリーナのクリスマス」 イングル・サンドベリ 著 ラッセ・サンドベリ 絵



- ・ 「深海にひめられた地球の真実」 瀧澤 美奈子 文 伊藤 和明 監修
 - ・ 「泣くなツイ」 長谷川 集平 作 山本 益子 絵
 - ・ 「もしもねこがサーカスにいったら」 石津 ちひろ 作 ささめや ゆき 絵
 - ・ 「かわいくなんかないっ！」 ジョナサン・アレン さく
- 休館日のお知らせ
八幡・八條図書館 12月28日(木) 1月4日(木)